八　取引における新規、変更又は解除の別
九　その他の取引の過程に関する事項
　約定した金融指標その他の取引の対象に関する事項
十　取引に係る契約の種類に関する事項
十一　［略］
［２～４　略］
（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告）
第五条　［略］
２　［略］
３　前二項の規定による提出は、電磁的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。
（取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供）
第七条　金融商品取引業者等は、非清算集中等取引情報の対象となる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。第四項並びに第八条第二項及び第五項において「非清算集中等取引情報作成対象取引」という。）を行った場合には、法第百五十六条の六十四第一項の規定により、当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中等取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内）に、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならない。
［２・３　同上］
［項を加える。］

⑵　当事者があらかじめ定めた事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額
［号を加える。］

［号を加える。］
［号を加える。］
八　［同上］
［２～４　同上］
（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告）
第五条　［同上］
２　［同上］
３　前二項の提出は、電磁的方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。
（取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供）
第七条　金融商品取引業者等は、非清算集中等取引情報の対象となる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。第八条において「非清算集中等取引情報作成対象取引」という。）を行った場合には、法第百五十六条の六十四第一項の規定により、当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中等取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内）に、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならない。
［２・３　略］
４　非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれか一方の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときは、他方の金融商品取引業者等は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による提供をすることを要しない。
５～７　［略］
８　第五項の規定により金融商品取引業者等が同項に規定する提供を延期した場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日」とあり、及び第二項中「当該変更が生じた日」とあるのは、「第五項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」とする。

（非清算集中等取引情報を提供することができないやむを得ない理由がある場合）
第七条の二　法第百五十六条の六十四第二項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
［一～四　略］
（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の保存）
第八条　［略］
［２～４　略］
５　非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれか一方の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときは、他方の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。

［４～６　同上］
７　第四項の規定により、非清算集中等取引情報の提供を延期した金融商品取引業者等の取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供は、第一項及び第二項の規定を読み替えて準用する。この場合において、第一項中「取引の成立した日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」と、第二項中「当該変更が生じた日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」と読み替えるものとする。

（非清算集中等取引情報を提供することができないやむを得ない理由がある場合）
第七条の二　法第百五十六条の六十四条第二項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
［一～四　同上］
（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の保存）
第八条　［同上］
［２～４　同上］
５　非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときは、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。